

広島第 14 次労働災害防止推進計画に基づく転倒災害防止対策実施要綱
(通称：転倒災害のない職場 HIROSHIMA プラン)

第 1 趣旨目的

広島県においては、近年、転倒による休業 4 日以上之死傷者数が増加傾向にあり、令和 5 年は全死傷者数の 4 分の 1 以上を占めるに至っています。また、転倒による労働災害（以下「転倒災害」といいます。）の 4 割が 60 歳以上の高年齢労働者によるものとなっています。

このような状況を踏まえ、広島県内の各事業者が、労働者の協力を得つつ事業場における自主的な安全衛生活動を活性化させ、事業場の実情に応じた転倒災害防止対策を着実に推進することにより、転倒災害の増加に歯止めをかけ、更に減少に転じさせることを目的として本要綱（プラン）を定めるものです。

第 2 基本的な方針等

1 実施主体

主な実施主体は、広島県内の全事業者としますが、労働者は事業者の取組に積極的に協力するものとします。また、広島労働局（以下「労働局」といいます。）及び各労働基準監督署（以下「監督署」といいます。）は、事業場における自主的な転倒災害防止対策の推進を支援し、必要に応じて指導していくものとします。

2 実施期間

実施期間は、第 14 次労働災害防止推進計画の実施期間に合わせ、本要綱の施行日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間とします。

3 目標

- (1) 転倒災害防止対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和 9 年までに 50%以上とします。

なお、ハード面の対策とは、設備、環境等「物」に関する改善による対策をいい、ソフト面の対策とは、労働者の体力、健康状態等「人」に関する改善による対策をいいます。

- (2) 上記 2 の実施期間中の 1 年間に発生する転倒災害による休業 4 日以上之死傷者数（確定値）を令和 9 年までの間に減少に転じさせます。

4 転倒災害を防止するための体制の構築及び事業者の基本方針表明

事業者は、転倒災害を防止するための取組を推進する責任者を指名して、対策に取り組むものとします。

なお、対策に取り組むに当たっては、事業者は、あらかじめ全ての労働者に対して、転倒災害防止対策への取組の基本方針を表明しておくことが望まれます。

5 対策の優先度

各事業者は、実情に応じて、転倒災害の重篤性とその発生可能性を組み合わせ、リスクを見積り、優先度の高いものから実施していくものとします。ただし、労働安全衛生法（以下「安衛法」といいます。）等法令に抵触するおそれがある場合は、最優先で措置を講じなければなりません。

また、転倒災害の4割以上が60歳以上の高年齢労働者が占めていることから、事業者は、本要綱第3の具体的な実施事項に加えて、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく措置を併せて講ずるよう留意するものとします。

なお、可能な限り転倒災害防止対策だけでなく腰痛の防止も視野に入れた行動災害防止対策として実施することが事業者には望まれます。

第3 具体的な実施事項

1 機運の醸成

事業者が実施する安全衛生対策に労働者が積極的に協力することはもとより、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で転倒災害を防止していくための機運を高めていくことが重要です。

このようなことから、事業者は、下記2から7の事項の意義、必要性等を各種広報資料等により労働者に周知し、労働者は積極的に協力するものとします。

また、機運醸成の一環として、安全衛生委員会又は労働安全衛生規則第23条の2に規定された労働者の意見を聴く場を通じて、SAFE コンソーシアムへの加盟に向け調査審議し、趣旨に賛同できる場合は、早期に加盟するものとします。

さらに、小売業及び介護施設事業者は、労働局が設置している県内の主要企業等により構成される「広島県 SAFE 協議会（※1）」への加盟に向け調査審議し、趣旨に賛同できる場合は、早期に加盟するものとします。なお、小売業及び介護施設事業者は、当面、「広島県 SAFE 協議会」の加盟が困難な場合であっても、各監督署が実施している「広島県 SAFE 支援（※2）」の利用を検討するものとします。

労働局及び監督署は、ポスター・リーフレットの作成及び掲示・配付、説明会、集団指導、監督指導等あらゆる機会を捉えた周知広報等に努め、転倒災害防止機運の醸成を図るものとします。

※1 広島県内の企業を構成員とし、情報交換や広報活動等の取組を実施

※2 広島労働局が個別に企業の課題を発掘して、取組実施を支援

2 ハード面の対策

事業者は、転倒災害の約7割を占める「つまずき」及び「滑り」のハード面の

原因への対策に最優先で取り組むものとしします。

このため事業者は、(1)安全管理者、安全衛生推進者等の管理者が統括し、職長又はこれに準ずるものによる実施体制を構築して、(2)①職場の整理整頓(4S)が不十分な箇所、②段差等のつまづきによる危険が生じる箇所、③床面の水濡れ、積雪、凍結等滑りによる危険が生じる箇所等の環境要因を解消するため、適切な頻度で点検し、(3)その実施状況を毎月安全委員会等に報告し、十分協議した上で、(4)決定した優先順位を踏まえ、問題が認められる箇所に対してハード対策を講ずるものとしします。

3 ソフト面の対策

事業者は、一般に取組が遅れている労働者ごとの身体機能の現状の適切な把握及びその結果を踏まえた身体機能の維持向上を図るため、次のとおり、(1)体力測定等による転倒リスクの判定及び(2)ストレッチ体操等の体操・運動の実施に優先的に取り組むものとしします。

(1) 体力測定等による転倒リスクの判定

事業者は、労働者自らが自身の転倒リスクを把握するための取組を推進しします。

転倒リスクの判定方法については、中央労働災害防止協会のホームページに公表されている令和3年度厚生労働省補助事業「転びの予防 体力チェック」、JFE スチール株式会社(以下「JFE」といいます。)が開発した安全体力[®]機能テスト等が取組の参考となります。

(2) ストレッチ体操等の体操・運動の実施

事業者は、事業場や雇用する労働者の実情に応じた運動プログラムを導入するものとしします。

運動プログラムの導入に当たっては、厚生労働省「いきいき健康体操」、JFE「アクティブ体操[®]」等公開され、効果が実証されている既存の体操を積極的に活用するものとしします。

4 健康管理

事業者は、安衛法に基づく各種健康診断を適正な時期に実施するとともに、産業医等医師の意見を踏まえて、診断結果に基づく事後措置を適正に実施するものとしします。

また、事業者は、全国健康保険協会広島支部(以下「協会けんぽ広島」といいます。)に対して、安衛法に基づく健康診断結果個人票を提供するとともに、協会けんぽ広島の労働者への特定保健指導の実施に協力するものとしします。一方で、労働者は特定保健指導における動機付け支援及び積極的支援を自分ごととしてしっかり受け止め、適度な運動を行う習慣を定着させ、自らの検査結果項目数値の改善に努めなければならないものとしします。

さらに、転倒による休業災害の原因の3分の2程度が骨折であることから、事業者は、労働者の状況に応じて骨粗しょう症検診の受診の必要性を検討の上、骨粗しょう症検診の受診を勧奨し、受診後はその結果に応じた措置を講ずるものとします。その際には、市町が健康増進事業として一定年齢の女性の住民を対象に実施している骨粗しょう症検診の活用にも留意するものとします。また、労働者は、事業者の勧奨を受けて受診した後、協会けんぽ広島スタッフによる特定健康保険指導の機会を利用して、骨の健康に必要な栄養等の情報を得た上で、骨密度の改善に努めるものとします。

5 安全衛生教育

事業者は、「職場のあんぜんサイト」に掲載されている各種教材を積極的に活用しつつ、非正規労働者を含む全ての労働者に対して、安衛法に基づく各種安全衛生教育を確実に実施するものとします。

6 外部資源の活用

- (1) 事業者は、必要に応じて、中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンターが実施する中小規模事業場安全衛生サポート事業を活用して、事業場内設備の総点検を実施し、可能なところから対策を講ずるものとします。
- (2) 事業者は、必要に応じて、広島産業保健総合支援センターの専門スタッフによる体力測定、運動指導等の事業場訪問型の支援「転倒・腰痛ゼロ災！ 無料出張サービス」を活用して、労働者の体力の維持、向上に向け、優先順位を付けて対策を講ずるものとします。
- (3) 事業者は、必要に応じて、保健所設置市等が行う地域・職域連携推進事業に参加し、その支援を受けつつ対策を講ずるものとします。

7 表彰

(1) 事業場内表彰等

事業者は、労働者による積極的な取組を促進するため、①上記3(1)の体力測定等の結果が優良である者、上記3(2)の体操・運動の結果、その改善が顕著であった者、②上記2のハード対策であって優れた成果を挙げたものを考案した者、③転倒しても怪我をしなくなるような保護具を開発した者、④その他転倒防止に優れた成果を挙げた者等を表彰する社内制度の整備に努めるものとします。

(2) 優良事業場の表彰

広島労働局長による安全衛生優良事業場表彰制度において、特別枠として、①上記4の協会けんぽ広島が実施する特定保健指導の受診率が高く、かつ、事業場として運動習慣を定着させ、②上記6の外部資源を活用して転倒災害防止対策を推進し、又は③その他優れた転倒災害防止対策への取組により、上記3

(1) の体力測定等の結果が改善した事業場等を表彰できるものとします。

第4 附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行します。